

聖ウルスラ学院英智小・中学校 いじめ重大事態対応方針(フロー図付き)

2026 年 4 月更新

1. 重大事態への基本姿勢

本学院は、いじめ重大事態が発生した場合、児童・生徒の生命・安全・尊厳を最優先に考え、被害児童・生徒の保護を第一として、迅速かつ組織的に対応する。

また、隠蔽を行わない、特定の教職員が抱え込まない、保護者との信頼関係を重視する、関係機関と連携することを基本原則とする。

2. 重大事態の定義

以下の場合には、「重大事態」として対応する。

(1) 生命・心身への重大被害

児童・生徒が、自傷行為、希死念慮、PTSD 等の精神的被害、骨折等の身体的被害、性被害、SNS 拡散による深刻被害等を受けた場合。

(2) 重大な欠席

いじめにより、年間 30 日相当以上の欠席、一定期間連続した欠席、登校困難状態となった場合。

(3) 保護者申し立て

保護者から、「重大事態である」との申し立てがあった場合は、学校のための判断で軽視せず、重大事態の可能性があると調査開始を検討する。

3. 初動対応の原則

(1) 被害児童・生徒の安全を最優先する

以下を最優先で行う。

- ・安全な居場所確保
- ・加害児童との分離
- ・心理的ケア
- ・保護者への迅速連絡
- ・必要時の医療受診

(2) 即日報告を原則とする

担任のみで抱え込まず、学年主任、ステージ・コース長、生活指導部長、管理職へ即日共有する。

(3) 記録を残す

以下を必ず記録する。

- ・発見日時 ・発言内容 ・身体状況 ・面談記録 ・保護者連絡 ・SNS 画像等証拠物の保全

4. 調査の原則

(1) 被害児童・生徒中心主義

調査は、「被害児童・生徒が何を苦痛と感じたか」を中心に行う。

(2) 先入観を持たない

「ふざけ」「悪気はない」「仲が良い」等の理由のみで軽視しない。

(3) SNS・デジタル証拠への対応

必要に応じ、スクリーンショット保存、投稿履歴確認、画像共有状況確認を行う。

5. 保護者対応

(1) 説明責任

学校は、現時点で判明している事実、調査中事項、今後の見通しを誠実に説明する。

(2) 安易な断定を避ける

事実未確認段階で、決めつけや責任断定を行わない。

(3) 感情的対立を避ける

被害・加害双方保護者に対し、安全確保、再発防止、児童生徒の成長支援を軸に対処する。

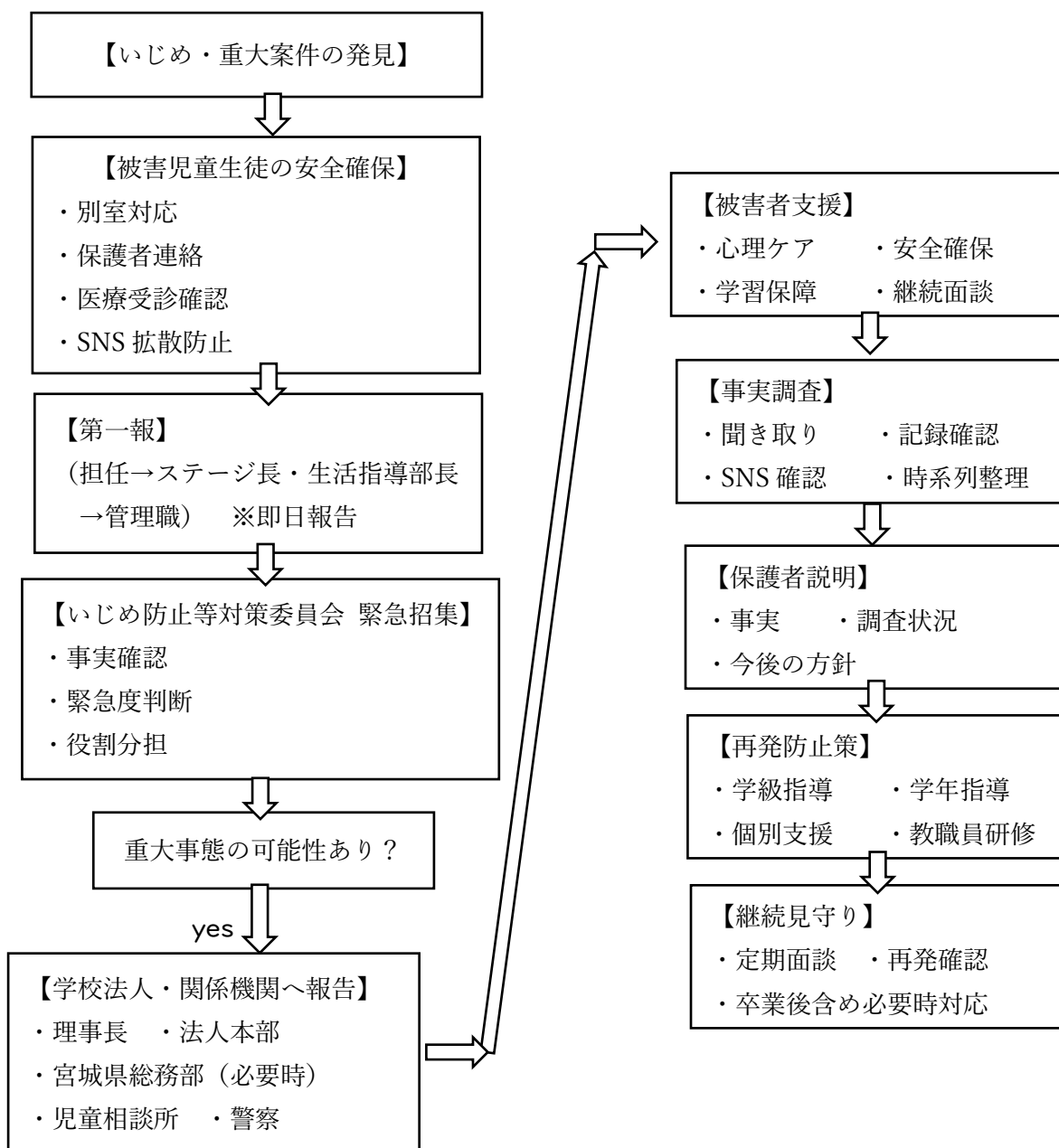
6. 関係機関との連携

必要に応じて、児童相談所、警察、医療機関、法人本部、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する。

7. 第三者性の確保

重大事態においては、外部専門家、弁護士、臨床心理士等を含めた調査体制を検討する。

8. 重大事態対応フロー



9. 教職員の留意事項

教職員は、被害児童への二次加害、被害軽視、情報漏えい、不適切指導を絶対に行ってはならない。

10. カトリック校として大切にする姿勢

本学院は、すべての児童・生徒を神から与えられたかけがえのない存在として受け止める。

重大事態への対応においても、苦しむ人に寄り添うこと、真実に誠実であること、弱い立場の人を守ることを大切にし、「信・望・愛」の精神に基づく教育共同体として歩み続ける。